一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会　クラブ活動補助事業実施要綱

１．目的

この要綱は、県内の障害者スポーツクラブの活動を助成し、障害者スポーツの発展を図ることを目的とする。

２．実施主体

一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)

３．事業の内容

対象となる事業は、クラブ会員が行う、練習、大会運営、遠征等の活動の経費を補助することとする。

４．登録対象クラブ

対象クラブは下記の２種類とし、登録については各競技もしくは各市町につき１クラブ以内とする。

○　競技クラブ　県内全域を会員対象とし、1種類の競技を行うクラブ。

○　市町クラブ　特定市町を会員対象とし、複数もしくは１種類の競技を行うクラブ。

また、各クラブは次の要件をすべて満たしているものとする。

（１）　クラブ会費を納入していること。

（２）　原則として滋賀県内に居住している者で構成され、その数がおおむね１０人以上であること。

（３）　構成者(部員)の全てが協会会員(社員会員または一般会員)であること。

（４）　月1回以上活動を行っていること。

（５）　過去1年以上活動を継続して行っていること。

５．経費の補助

クラブ活動の実施に要する経費の一部を会員数・活動実績を考慮し、対象経費の３０％を上限として予算の範囲内で補助する。

なお、対象経費は次のとおりとし、決算報告で実績確認が出来ない（領収書の写し等の提出が無い）経費は、対象経費から除外する。

○　報償費（指導者・審判への謝礼、トロフィー・メダル代等）

○　旅　費（鉄道賃、路線バス代等）

○　需用費（大会・練習用消耗品代）　※食糧品（飲料・弁当等）は対象としない。

○　役務費（郵送料、傷害保険料等）

○　使用料（会場使用料、通行料、バス借上料等）

○　負担金（大会参加料・団体登録費）　※協会クラブ会費は対象としない。

６．交付申請

この事業による助成を受けようとするクラブは、「クラブ活動補助金交付申請書」（別記様式第1号）を作成し、提出するものとする。

なお、補助金交付申請書の提出時期および添付書類は次のとおりとする。

（１）　提出期日　　毎年７月３１日

（２）　添付書類　　ア　事業計画書（別記様式第２号①②）　　　イ　収支予算書（別記様式第３号）　　ウ　クラブ員名簿(別記様式４号)

※　前年度の実績報告・決算の提出がないクラブは申請することができない。

７．交付条件

補助金の交付に対する条件は次に掲げるとおりとする。

（１）　補助金を目的以外に使用したときは、補助を取り消し、その全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

（２）　精算の結果、余剰金が生じたときはこれを返還することとする。

８．実績報告

事業完了後、すみやかに「クラブ活動補助金実績報告書」（別記様式第６号）を提出するものとする。

なお、補助金実績報告書の提出時期および添付書類は次のとおりとする。

（１）　補助金実績報告書の提出時期　　毎年４月２０日

（２）　添付書類　　ア　事業実績書（別記様式第７号）　　イ　収支決算書（別記様式第８号）　ウ　プログラム・写真・記事等の参考資料

９．補助金の交付

この補助金の交付は、概算払とする。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。